

【平成 24 年 5 月 24 日総会決定】

平成 24 年度 練馬区地球温暖化対策地域協議会事業計画

1 会議等開催状況

会議名	開催数	開催月
総会	1	5 月
役員会	3	4 月 9 月 1 月 (3 月)
部会など	6	4 月 6 月 7 月 9 月 11 月 1 月

2 事業実施予定（根拠規定 規約第 4 条第 1 項第 1 号および第 2 号）

開催月	事業名	根拠	概要など
24 年 6 月	環境月間行事	(1)	会場：区役所 1 階アトリウム 内容：地球温暖化対策に関するパネル展示
24 年 6 月	区民向け講演会	(1)	会場：区役所地下 1 階多目的会議室 演題：「節電・省エネ・創エネ」 講師：未定
24 年 6 月～	省エネナビ事業	(1)	省エネナビを利用した家庭での節電推進を図る事業を実施する。
24 年 6 月～	マスコットキャラクター 名称募集	(1)	平成 23 年度に作成したマスコットキャラクターの名前を募集する。
24 年 7 月	事業者向け講習会	(1)	会場・演題・講師：未定
24 年 7 月～9 月	こどもエコ・コンクール	(1)	こども向け事業 地球温暖化対策に関するテーマを設定し、絵葉書を募集する。
24 年 9 月 10 月	エコスタイルフェア等参加	(1)(2)	出展テーマ：「地球温暖化対策」 内容：未定
24 年 12 月	地球温暖化防止月間行事	(1)	未定
25 年 2 月	省エネルギー月間行事	(1)(2)	会場：練馬区役所 テーマ：省エネライフ 内容：未定
25 年 2 月	区民向け講演会	(1)(2)	※省エネライフの一環として開催 演題、講師等：未定

※根拠規定（規約第 4 条）

第 4 条 協議会は、前条の目的を達成するため、つぎに掲げる事業を行う。

- (1) 日常生活に係る温室効果ガスの排出量を抑制するための情報の収集、区民および事業者に対する情報の提供、啓発等に関すること。
- (2) 日常生活に係る温室効果ガスの排出量の抑制のための区民および事業者の取組の促進に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要な事業に関すること。